

事業所などの皆さんへ

このまちの 美しい景観を 守りましょう



屋外広告物法が
一部改正されました

平成十六年度に新たに景観法が施行されるなど、近年は全国的に「景観」が重視されています。

その中で、屋外広告物法においても「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため」一部改正となり、平成十六年十二月から施行となりました。

この一部改正で、特に違法広告物の簡易除去について、対象物件などが拡充されました。

違反広告物に対する措置 (改正後)

屋外広告物法第七条の規定により、違法なはり紙、はり札類、広告旗、立て看板などを市が除去することができません。ただし、管理されずに放置されていることが明らかものが対象です。

改正のポイント

①表示されて、一カ月程度経過しなければ除去できなかった違法広告物が、速やかに除去可能となりました。

②違法なはり紙・はり札・立て看板の一部が簡易除去の対象でしたが、直接塗装のプラスチック板、金属板に限らず、のぼり旗、置き看板、ラックなど幅広い簡易除去が可能となりました。

※今回の措置は、本市の一部特区地域で平成十五年度よりすでに実施していました。改正により市内全域が対象となりました。

③平成十七年から、簡易除去したはり紙以外の物件を公示します。



改正により「のぼり旗」も簡易除去の対象になりました。

美しい景観にご協力を

美しい景観を守るため、本市においても、違法な広告物などの簡易除去を実施していますが、また市内には、許可を得ていない（許可が得られない）のぼり旗などが多く掲出されています。同法の趣旨をご理解いただき、許可を得るか、撤去してください。ようご協力お願いします。

屋外広告物の多くは、 許可が必要です

屋外広告物を表示するためには、あらかじめ許可を受けなければなりません（一部除外あり）。また、手数料が必要です。

◇ 屋外広告物の許可申請などについてのお問い合わせは、都市計画課（内線312）へどうぞ。

